

土地改良事業等請負工事の価格積算要綱

土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について

昭和52年 2 月14日 52構改D 第24号
農林水産事務次官から
各地方農政局長あて

一部改正 平成元年 2 月17日 元構改D 第 46号
〃 平成 4 年 3 月16日 4 構改D 第 81号
〃 平成 5 年 2 月22日 5 構改D 第 48号
〃 平成 7 年10月30日 7 構改D 第756号
〃 平成11年 3 月19日 11構改D 第201号
〃 平成12年 3 月29日 12構改D 第222号

土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和46年 3 月13日付け46農地D 第165号（設）農林事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）に基づいて行われてきたところであるが、その後、施工技術の進歩、熟練労働者のひっ迫、社会環境の変化等により工事価格の構成内容に変化が生じてきたため、昭和49年度請負工事の実態調査結果に基づき、今般、別紙のとおり土地改良事業等請負工事の価格積算要綱が定められ、昭和52年 4 月 1 日以降の契約に係る請負工事から適用されることとなったので、その運用にあたっては遺憾のないようにされたい。

なお、旧要綱は、昭和52年 3 月31日付けをもって廃止されることとなったので了知されたい。

以上、命により通知する。

〔編注〕本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事、沖縄県知事、森林総合研究所森林農地整備センター長あて参考送付されている。

別 紙

土地改良事業等請負工事の価格積算要綱

第 1 趣 旨

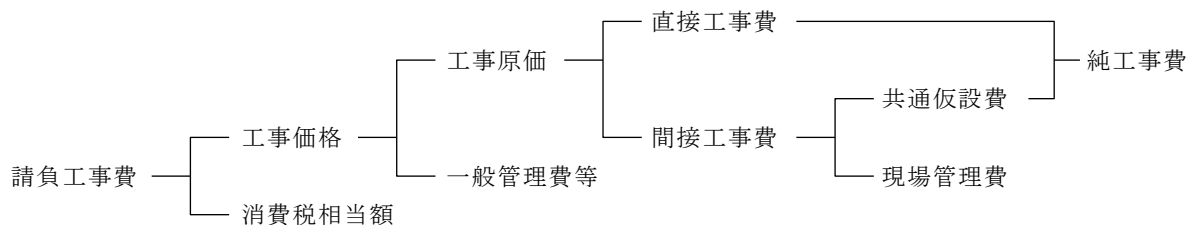
この要綱は、土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事の価格（以下「請負工事費」という）の積算に必要な事項を定め、もって請負工事の積算の適正を期することを目的とする。

第 2 適用範囲

この要綱は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に係る工事について適用する。

第 3 請負工事費の基本構成

請負工事費の基本構成は、次のとおりとする。



第 4 請負工事費の構成費目は次の各号に掲げるものとする。

1. 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するにあたり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。

- (1) 材 料 費
- (2) 労 務 費
- (3) 機 械 経 費
- (4) そ の 他

2. 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費（3の経費を除く）で、次により構成するものとする。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものとする。

- ア 事業損失防止施設費
- イ 運 搬 費
- ウ 準 備 費
- エ 安 全 費
- オ 役 務 費
- カ 技術管理費
- キ 営 繕 費

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理運営に要する費用で、次に掲げるものとする。

- ア 労務管理費
- イ 安全訓練等費
- ウ 従業員給料手当
- エ 退 職 金
- オ 法定福利費
- カ 福利厚生費

- キ 事務用品費
- ク 通信交通費
- ケ 動力用水光熱費
- コ 交 際 費
- サ 補 償 費
- シ 租 税 公 課
- ス 保 険 料
- セ 外 注 経 費
- ソ 工事登録等費
- タ 雑 費

3. 一般管理費等

一般管理費等は、次により構成するものとする。

(1) 一般管理費

工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用で、次に掲げるものとする。

- ア 役員報酬
- イ 従業員給料手当
- ウ 退職金
- エ 法定福利費
- オ 福利厚生費
- カ 修繕維持費
- キ 事務用品費
- ク 通信交通費
- ケ 動力用水光熱費
- コ 調査研究費
- サ 広告宣伝費
- シ 交 際 費
- ス 寄 付 金
- セ 地 代 家 賃
- ソ 減価償却費
- タ 試験研究費償却
- チ 開発償却費
- ツ 租 税 公 課
- テ 保 険 料
- ト 契約保証費
- ナ 雑 費

(2) 付 加 利 益

工事の施工に当たる企業が、その経営を継続していくための費用で、次に掲げるものとする。

- ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- イ 株主配当金
- ウ 内部留保金
- エ 役員賞与金
- オ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

4. 消費税相当額

消費税相当額は消費税相当分を積算するものとする。

第5 細部事項

請負工事費の積算に関して必要な細部事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

付 則

この通知による改正後の土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の規定は、平成元年2月17日以降に伴う工事費の算定であって消費税法（昭和63年法律第108号）の施行に伴い工事費の算定にあたり消費税相当分を考慮する必要があるものに適用する。